個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

特定個人情報の適正な取扱いのための研修資料

令和8年5月

個人情報保護委員会事務局

目次

第1章　マイナンバー法と個人情報保護法との比較
- 個人情報保護委員会の役割
- 一般法と特別法
- 個人情報保護法の概要

第2章　個人番号制度の概要と特定個人情報の取扱いルール
- 個人番号制度の目的と運用方法
- 個人番号利用事務と個人番号関係事務
- 制限規定各種
- 個人番号の利用とマイナンバーカードの利用の違い

第3章　安全管理措置についてと漏えい等報告
- 安全管理措置の概要
- 保護責任者、総括責任者の役割
- サイバーセキュリティの観点での安全管理措置
- 漏えい等事案と報告が必要な場合

第4章　個人情報保護委員会の監視監督活動及び事例紹介
- サイバーセキュリティ事例
- マイナンバー法の漏えい等事案の紹介

研修別受講者対応表

研修名	対応章	受講対象
特定個人情報等の適正な取扱いに関する研修	1章・2章・3章 （特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する事務取扱担当者は4章も参考にすること）	事務取扱担当者
特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理・運用、セキュリティ対策に関する研修	3章・4章	特定個人情報を取り扱う情報システム管理に従事する職員
課室等における特定個人情報等の適切な管理のための研修	全ての章	保護責任者（特定個人情報を取り扱う課室等の長）
サイバーセキュリティの確保に関する研修	3章・4章	特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者

本研修資料は、マイナンバー法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（以下「ガイドライン」と表記）の記載を踏まえた一般的な内容を取り扱っています。
システム関係、サイバーセキュリティ関係の研修については、前提となるシステムが異なっているため、一般的な説明に留まります。
また、最新の技術的動向については、当委員会作成の資料ではカバーできていない部分もあります。
「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）」なども参考にしていただきながら、IPAをはじめとした専門機関や民間の研修等で補足する等も御検討ください。

ガイドラインでは、研修実施の手法については記載していません。
対面研修の実施、動画視聴、資料の熟読、受講者から研修内容報告を受ける等、自組織で適切な手法を定めてください。
研修実施にあたっては、まず受講対象者を明確にした上で、期間雇用の職員や欠席者のフォロー等含め、受講対象者全員がそれぞれ必要な研修を受講したことが確認できるようにしてください。

第1章　マイナンバー法と個人情報保護法との比較

個人情報保護委員会の役割

- 個人情報保護委員会は、**個人情報の保護に関する法律**（平成15年法律第57号）に基づき、**個人情報の有用性に配慮**しつつ、**個人の権利利益を保護**するため、**個人情報の適正な取扱いの確保**を図ることを任務として設立された合議制の独立機関である。
- いわゆる3条委員会であり、権限の行使に当たっては、**高い独立性と政治的中立性が担保**されている。

個人情報保護委員会

- 個人情報保護に関する基本方針の策定・推進
- 監視・監督等
- 国際協力
- 苦情あっせん
- 広報啓発

【個人情報保護法関係】※1

個人情報保護法は個人情報保護委員会が所管

- 民間事業者
- 行政機関（令和4年4月～）
- 独立行政法人等（令和4年4月～）
- 地方公共団体等（令和5年4月～）

監視・監督

※令和3年改正法により、公的部門と民間部門の法制を一元化

【マイナンバー法関係】※2

マイナンバー法はデジタル庁が所管

監視・監督

- 民間事業者
- 行政機関
- 独立行政法人等
- 地方公共団体等

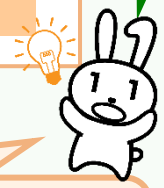

個人情報保護委員会は、個人情報保護法とマイナンバー法について、監視・監督権限を有しているのですね。

※1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。単に「法」という場合も同法を指す）

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

適用対象や法の目的の比較

個人情報保護法　＜一般法＞

- 対 象
  個人情報
- 適 用
  行政機関等と個人情報取扱事業者等
- 目 的
  行政機関等業務の適正円滑な運用
  個人情報の利活用
  個人の権利利益の保護

マイナンバー法　＜特別法＞

- 対 象
  特定個人情報及び**死者の個人番号**
- 適 用
  個人番号を取り扱う**全ての者**
- 目 的
  個人番号制度の定め
  個人番号の安全適正な取扱い

「全ての者」に利用制限・提供制限・収集保管制限のルールが適用されます。
そうすることで、個人番号制度の安心・安全の確保を図っているのですね。

「個人情報保護法」と「マイナンバー法」は一般法と特別法関係その①

＜「特別法」は「一般法」に優先する＞

マイナンバー法の規定があれば、マイナンバー法の規定が個人情報保護法の規定に優先して適用される。
マイナンバー法の規定がないものは、一般法である個人情報保護法の規定が適用される。

参照　ガイドライン　第4－1、2、3

個人情報保護法 ＜一般法＞

- 個人情報の「利用」の規定
- 個人情報 ※ の「提供」の規定
- 個人情報 ※ の「安全管理」の規定

※ ここでは個人データ、保有個人情報の意味

マイナンバー法 ＜特別法＞

- 特定個人情報等 ※ の「利用」の規定
- 特定個人情報の「提供」の規定
- 特定個人情報等 ※ の「安全管理」の規定

※ ここでは特定個人情報＋死者の個人番号の意味

個人情報保護法の特例は、マイナンバー法第31条・第32条で確認できます。
個人情報保護法に規定がなく、マイナンバー法にのみ規定がある事項
（例）　無許諾再委託の禁止（10条）、本人確認の措置（16条）も、
　　当然ながらマイナンバー法が適用されます。

「個人情報保護法」と「マイナンバー法」は一般法と特別法関係その②

＜「特別法」は「一般法」に優先する＞

マイナンバー法の規定があれば、マイナンバー法の規定が個人情報保護法の規定に優先して適用される。
マイナンバー法の規定がないものは、一般法である個人情報保護法の規定が適用される。

参照　ガイドライン　第4－6

個人情報保護法 ＜一般法＞

- 個人情報の「利用目的」の特定
- 「利用目的」の通知、明示、公表 ※
- 「利用目的」の変更
- 不適正な利用の禁止
- 適正な取得

※ 民間規律と公的規律で一部ルールが異なる

マイナンバー法 ＜特別法＞

- 記載なし

個人情報保護法の規定に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止請求において、本人から個人番号を付して請求が行われた場合や本人に対しその個人番号又は特定個人情報を提供する場合は、マイナンバー法第19条各号に定めはないものの、法の解釈上当然に特定個人情報の提供が認められるべきなので、特定個人情報を提供することができます。

個人情報保護法の概要

- **個人の権利利益の保護**と、**個人情報の利活用**の**バランスを図るための法律**である。
- **個人情報取扱事業者（民間部門）**と**行政機関等（公的部門）**が守るべき**2種類のルール**が規定されている。
- **個人情報保護委員会の設置根拠**や**監視・監督権限**について規定されている。

理解のポイント

用語の定義と、その定義にかかる具体的な範囲を理解する。

（官民共通；法第2条、 民間部門；法第16条、 公的部門；法第60条）

✓ **事業者ではない個人や、国会、裁判所、地方議会には個人情報保護法が適用されない（法第1条、第2条、第16条）。**

➡ 適用対象ではない者には、個人情報保護委員会の監視・監督権限が及ばず、行政指導等の対象とはならない。

※「地方議会」は地方公共団体の機関として一部法の適用がある。

✓ **報道機関が報道のために個人情報を取り扱う場合、民間規律は適用されない（法第57条）。**

➡ 報道機関は、政治家や芸能人の情報を、本人の同意なく報道している。

※「報道の用に供する目的」以外の目的での取扱いには、民間規律の適用がある。

個人情報保護法は、事業者ではない個人や、国会、裁判所、地方議会には適用されません。
また、報道機関、宗教団体、政治団体等には、ルールが一部適用されない適用除外規定があります。
それに対し、マイナンバー法では、個人番号を取り扱う全ての者に対して、一律にルールが適用されます。

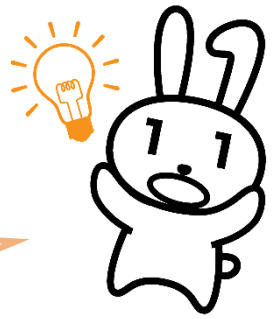

個人情報法保護法にいう「個人情報」（法第2条第1項関係）

ガイドライン（通則編）2-1、QA1-1、1-2、1-18、1-19

- 「個人情報」とは、**生存する個人に関する情報** であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　**当該情報に含まれる 氏名 、生年月日その他の記述 等**（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）**により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**

二　**個人識別符号** が含まれるもの　例）DNA、指紋情報、個人番号、旅券番号等

- 「**個人に関する情報**」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、**事実、判断、評価を表す全ての情報**であり、評価情報、公刊物等によって**公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ**、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

氏名

個人 太郎

顔写真

社会通念上、単体で特定の個人を識別できる個人情報（例）

指紋認識データ

旅券番号

マイナンバー（個人番号）

単体で個人情報となる個人識別符号（例）

住所
（氏名と組合せた場合）

東京都●●区▲▲町
個人 太郎

生年月日
（氏名と組合せた場合）

1980年●月▲日
個人 太郎

他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別 できる（例）

- 「**特定の個人を識別できる**」とは、**社会通念上**、一般人の判断力や理解力をもって、**生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができること**をいい、例えば**同姓同名の人が存在していても、社会通念上、特定の個人を識別することができる**ものと考えられる。 →**唯一無二まで特定する必要はない。**
- 「**他の情報と容易に照合することができる**」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、**通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態**をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

個人情報保護法にいう「個人情報」の例（法第2条第1項関係）

➢ 個人情報に該当するか否かは、その情報を取り扱う事業者等の実態に即して**個々の事例ごとに判断する必要**がある。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-2-1

個人情報に該当する事例

- ✓ **事例1）** 本人の氏名
- ✓ **事例2）** 防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報
- ✓ **事例3）** 本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報
- ✓ **事例4）** 特定の個人を識別することができるメールアドレス（ kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであることが分かるような場合等 ）
  ※その他のメールアドレスは氏名等の情報と組み合わせることにより、個人情報に該当することがある。
- ✓ **事例5）** 生年月日、連絡先（住所・居所・電話番号・メールアドレス）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ✓ **事例6）** 個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、**その時点で個人情報に該当する。**）
- ✓ **事例7）** 官報、電話帳、職員録、法定開示書類（有価証券報告書等）、新聞、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等で**公にされている特定の個人を識別できる情報**
- ✓ **事例8）** DNA、指紋認識データ
- ✓ **事例9）** 個人番号（マイナンバー）

※「個人情報」の範囲に**死者に関する情報は含まれない**。ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。

個人番号と特定個人情報の関係

理解のポイント

- ✓ 個人情報とは、**生存する個人に関する情報**であって、特定の個人を識別できる情報又は個人識別符号が含まれる情報である（個人情報保護法第2条第1項）。
- ✓ 個人番号（マイナンバー）は、**個人識別符号** であるため、生存する方の個人番号（マイナンバー）は、その情報単体で個人情報に該当する（個人情報保護法第2条第1項参照）。
- ✓ 特定個人情報とは、**個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報**をいう（マイナンバー法第2条第8項）。

- ✓ **生存する方の個人番号（マイナンバー）は、「個人情報」、「特定個人情報」に該当する。**
- ✓ **死者の個人番号（マイナンバー）は、「個人情報」に該当しない。**

個人情報
（ 生存する方の情報であることが前提 ）

特定個人情報

生存する方の個人番号（マイナンバー）

死者の個人番号（マイナンバー）

マイナンバー法の規定のうち、「個人番号」を対象としている規定（利用制限、安全管理措置等）については、死者の個人番号（マイナンバー）についても適用されるのですね。

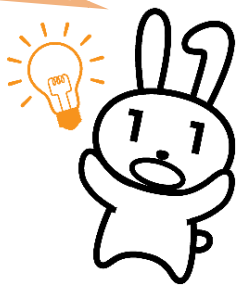

行政機関等の「保有」「利用目的の特定」に関する規律（個人情報保護法）

個人情報の保有の制限　（法第61条関係）

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）5-1

- 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、**法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合**に限り、かつ、その**利用目的を**できる限り**特定**しなければならない。
- 行政機関等は、特定された利用目的の達成に**必要な範囲を超えて**、個人情報を**保有してはならない**。
- 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

○ 法令の定める所掌事務又は業務の例
地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」
地方教育行政の組織及び運営に関する法律・警察法・地方公営企業法等の各法律の規定するもの等

利用目的

（例）

「～受給申請の審査のために利用する。」

個人情報を保有するに当たっては

1. 法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限る
2. 利用目的をできる限り具体的・個別的に特定する
3. 利用目的の達成に必要な範囲内での保有
4. 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行う

保有する情報

1. 氏名
2. 住所
3. ~~性別~~
4. ・

（例）～受給の要件に「性別」は入っていない。
⇒保有してはならない。

行政機関等の「利用」「提供」に関する規律（個人情報保護法）その①

利用及び提供の制限　（法第69条関係）

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法第69条第1項）。

理解のポイント

法第61条に基づいて特定した利用目的のためであれば、自ら利用し、又は提供することができる。

「法令に基づく場合」は、自ら利用し、又は提供することができる。

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド-個人情報保護委員会-
4-5-1 利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則（法第 69 条第 1 項）参照
○「法令に基づく場合」は、**保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるもの**であることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。
○ここでいう「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、それ以外のものは「法令」に含まれない。
※法第61条第1項にいう「法令（条例を含む）」とは範囲が異なるので注意。
○法第 69 条第 1 項において、法令に基づく場合は、**利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、同項の規定により利用及び提供が義務付けられるものではない。**
実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

【該当し得る法令の例】・会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 24 条から第 28 条まで・国会法（昭和 22 年法律第 79 号）第 104 条・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 100 条第 4 項・刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 197 条第 2 項及び第 508 条第 2 項・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 118 条第 6 項・弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2・麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 58 条の 3 から第 58 条の 5 まで・民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 186 条、第 223 条第 1 項及び第 226 条・総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項　「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A-個人情報保護委員会-　QA1－63も参照のこと

行政機関等の「利用」「提供」に関する規律（個人情報保護法）その②

- **例外的**に、法第69条第2項各号に掲げる場合は、**利用目的以外の目的**であっても保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。
- ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。

法第69条第2項

本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき（1号）

行政機関等の内部の別部署において、法令の定める業務の遂行のために必要であり、その利用に相当の理由があるとき（2号）
（例　X市市長部局B課の業務のために、X市市長部局のA課が、A課の保有個人情報をB課に利用させる。）

他の行政機関等において、法令の定める業務の遂行のために必要であり、提供を受けて利用することに相当の理由があるとき（3号）
（例　X市教育委員会の業務のために、X市市長部局が、X市市長部局の保有個人情報を提供する。）

専ら学術研究の目的のため、明らかに本人の利益になるとき、法第69条2項3号に規定する者以外の者に、提供することについて特別の理由があるとき（4号）

行政機関等が守るべき個人情報保護法のルール概要

【 個人情報 】法第2条第1項

生存する個人に関する情報で、
特定の個人を識別することができるもの

（例：1枚の名刺）

① 保有・取得に関するルール

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- 利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- 苦情等に適切・迅速に対応する。

【 保有個人情報 】法第60条第1項

役職員が職務上作成・取得し、役職員が
組織的に利用するものとして保有する、
行政文書、法人文書又は
地方公共団体等行政文書に記録されるもの

→ 体系的に構成（分類・整理等）され、
容易に検索できる個人情報のみならず、
いわゆる<u>散在情報も含む</u>

② 保管・管理に関するルール

- 過去又は現在の事実と合致するよう努める。
- 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。
- 委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。

③ 利用・提供に関するルール

- 利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。
- 外国にある第三者に利用目的以外の目的で提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

④ 開示請求等への対応に関するルール

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。

【 個人情報ファイル 】法第60条第2項

容易に検索できるよう体系的に構成
したもの（電算機又はマニュアル処理）

⑤ 通知・公表等に関するルール

- 個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。※国の行政機関のみ
- 個人情報ファイル簿を作成・公表する。

マイナンバー法と個人情報保護法の比較

➢ **「利用目的以外の目的のための利用」について**

・**個人情報は**、本人の同意がある場合等には、**利用できる**（個人情報保護法第69条、同法18条）。

・**特定個人情報は**、本人の同意があっても、①②の例外場面以外で**利用できない**（マイナンバー法第30条）。

①金融機関が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合（マイナンバー法第9条第5項、施行令第10条）

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合（マイナンバー法第19条第16号）

➢ **「提供」※1について**

・**個人情報※2は**、本人の同意がある場合等には、第三者に**提供できる**（個人情報保護法第69条、同法27条）。

・**特定個人情報は**、マイナンバー法第19条各号に該当しない場合には、**提供してはならない**（マイナンバー法第30条）。

※1地方公共団体では、同一市長部局内の移転は「提供」ではなく「利用」となる。市長部局と教育委員会の移動が「提供」に当たる。

※2ここでは個人データ、保有個人情報の意味。

➢ **「収集・保管の制限」について**

・**特定個人情報は**、マイナンバー法第19条各号に該当しない場合には、**収集も保管もできない。**

事務を処理する必要がなくなり、かつ、保存期間を経過した場合には、**速やかに廃棄又は削除が必要**である。

第2章　個人番号制度の概要と特定個人情報の取扱いルール

個人番号制度の目的

出典：内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室
「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料」を基に作成

個人番号とは

- 個人番号は、住民票を有する全ての人に付番され、通知される12桁の番号（住民票コードを変換して作成）（マイナンバー法第2条第5項）。
- 個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む（マイナンバー法第2条第8項）。

個人番号制度の意義

個人番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤である。

納税者番号（納税改革）	○ 税務当局が取得する所得や納税の情報を個人番号で名寄せし、所得把握の精度を向上	公平公正な負担と給付
社会保障番号（給付改革）	○ 個人番号を活用し、年金・福祉・医療等の社会保障給付について、真に支援を必要としている者に対し迅速かつ適切に提供	公平公正な負担と給付
情報連携（バックオフィス改革）	○ 国の行政機関や地方公共団体がそれぞれで管理している様々な同一情報をオンラインで紐付けし、相互に活用 ○ 行政手続を行う際の添付書類の削減（ペーパーレス）、複数行政機関にわたる手続のワンストップ化を実現	より効率的な住民サービス

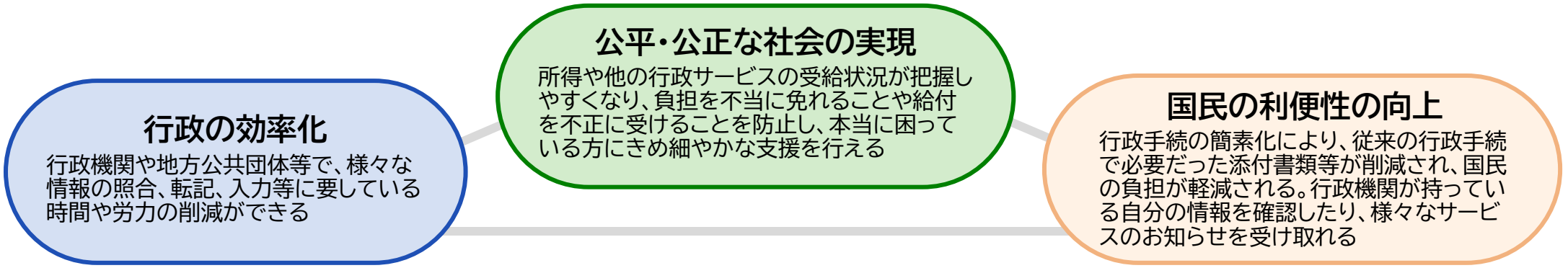

個人番号利用事務

出典：内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室
「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料」を基に作成

法定事務の例（マイナンバー法第9条1項）

社会保障	年金	**年金の資格取得・確認など** ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務　等
	労働	**雇用保険等の資格取得・確認など** ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務
	福祉・医療・その他	**医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施など** ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務
税		**国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用**
災害対策		**被災者台帳の作成に関する事務に利用** **被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用**
その他		理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等に関する事務や、自動車登録、在留資格に係る許可等に関する事務等に利用

上記の他、社会保障、地方税、災害対策に関する事務その他の事務であって**地方公共団体が条例で定める事務**に利用できる。（条例事務（独自利用事務） マイナンバー法第9条2項）

個人番号制度における安心・安全の確保

出典：内閣官房番号制度推進室・内閣府大臣官房番号制度担当室
「マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料」を基に作成

番号制度に寄せられた懸念

個人番号制度は、複数の分野で機関横断的に統一的な番号を利用できる個人番号制度である。
様々な分野で共通の番号を使用するという特性から、以下のような懸念の声が寄せられた。

- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないか
- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報が外部に漏えい**するのではないか
- 個人番号の不正利用等（例：他人の番号を用いた**なりすまし**）により財産その他の被害を負うのではないか

このような懸念を払拭するため、個人番号制度は「制度面における保護措置」「システム面における保護措置」両面で、
安心・安全を確保している。

制度面における保護措置

- ✓ **マイナンバー法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止**◆
- ✓ 特定個人情報保護評価◆
- ✓ **安全管理措置の実施**
- ✓ **個人情報保護委員会による監視・監督（立入検査や定期的な報告等）**
- ✓ 委託先の監督、**再委託の許諾手続**◆
- ✓ 罰則の強化◆
- ✓ マイナポータルによる情報提供等記録の確認◆
- ✓ **本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）**◆

◆はマイナンバー法特有の規定です

システム面における保護措置

- ✓ 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ✓ 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ✓ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ✓ 通信の暗号化を実施

個人番号利用事務と個人番号関係事務

項目	内容
第9条第1項（個人番号利用事務）	法定事務・準法定事務　※準法定事務は主務省令で定める。
第9条第2項（個人番号利用事務）	条例事務（独自利用事務）
第9条第3項（個人番号利用事務）	法務大臣が行う事務
第9条第4項（個人番号関係事務）	個人番号利用事務を処理するために他人の個人番号を扱う事務 （第4項で列挙されているのは「法令又は条例」の例示）

○　個人番号関係事務の例

・民間事業者が従業者に対して給与等を支払うに際して、給与所得の源泉徴収票に従業者や扶養親族の個人番号を記載する事務

・従業者や職員が扶養控除等申告書の提出のために、勤務先に対し、その扶養親族の個人番号を記載した申告書を提出する事務

・民間事業者や地方公共団体等が外部に対し報酬等を支払うに際して、支払調書に当該外部者の個人番号を記載する事務

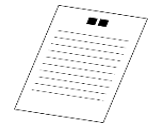

○　用語の整理

・個人番号利用事務及び個人番号関係事務について、**その事務の全部又は一部の委託を受けた者も**、それぞれ**個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者となる。**

（例えば、健康保険組合等以外の民間事業者でも、行政機関等又は健康保険組合から委託を受けることにより、個人番号利用事務実施者として、個人番号利用事務を行うことがある。ただし、**情報連携のための端末操作はできない。**→情報提供NWS頁参照）

・個人番号利用事務と個人番号関係事務を合わせて「**個人番号利用事務等**」という。

・個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者を合わせて「**個人番号利用事務等実施者**」という。

個人番号利用事務と個人番号関係事務（イメージ）

社外の支払先

講演者
著作権者
顧問税理士
不動産賃貸人など

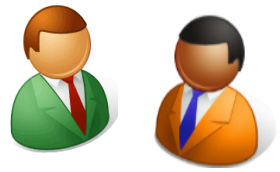

従業員と扶養親族

従業員・職員
扶養親族
※所得税法により従業者や職員が個人番号関係事務実施者となる場合もある

本人確認

個人番号の提供

報酬等の支払

本人確認

個人番号の提供

給与の支払、
年金・健康保険・
雇用保険の保険料
の徴収

事業者

支払調書の作成

個人番号関係事務実施者

源泉徴収票・支払報告書等の作成

厚生年金保険被保険者資格取得届等の作成

健康保険被保険者資格取得届等の作成

雇用保険被保険者資格取得届等の作成

支払調書の提出

源泉徴収票等の提出

支払報告書の提出

資格取得届等の提出

税務署 市町村

個人番号利用事務実施者

個人番号の利用

年金事務所 健康保険組合 ハローワーク

個人番号利用事務実施者

個人番号関係事務
（第9条第4項）

個人番号利用事務
（第9条第1項～第3項）

※個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために本人から個人番号の提供を受けるときは**本人確認の措置**をとる。
※個人事業主が行う確定申告書の提出や、養育者が行う児童手当の認定請求書の提出等、個人番号関係事務実施者を通さず個人番号利用事務実施者に対して直接個人番号を提供する場合もある。
その場合は、個人番号利用事務実施者が**本人確認の措置**をとる。

個人番号利用事務等以外の特定個人情報を取り扱う事務

職員A

特定個人情報を取り扱う事務は、全て個人番号利用事務か個人番号関係事務（個人番号利用事務と個人番号関係事務＝個人番号利用事務等）に分類されるのでしょうか？

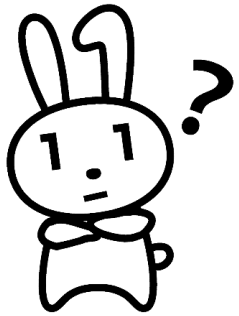

いいえ、個人番号利用事務等以外にも、特定個人情報を取り扱う事務があります。
例えば、住民票の写しに個人番号を記載して交付する事務、自己情報開示請求に応じて本人に個人番号を含む情報を開示する事務、マイナンバーカードの交付事務等は、特定個人情報を取り扱っていますが、個人番号利用事務でも個人番号関係事務でもありません。J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が担っている、個人番号を生成・通知する事務も、個人番号利用事務でも個人番号関係事務でもありません。
このような個人番号利用事務等以外の特定個人情報を取り扱う事務は、マイナンバー法など国の法令で規定されています。

職員B

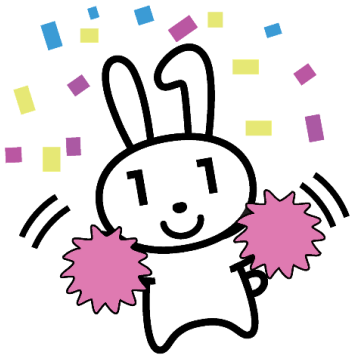

職員A

そうなんですね。個人番号利用事務等以外の特定個人情報を取り扱う事務でも、マイナンバー法のルールが適用されるので、取扱いには注意が必要ですね。

個人番号利用事務における情報連携（情報提供ネットワークシステム）

「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類を省略可能とするため、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことである。
「情報連携ができる主体（行政機関の長等）」はマイナンバー法別表の上欄のうち主務省令第2条※1に定められている。
「情報連携」の操作は「情報連携ができる主体（行政機関の長等）」に限られており、個人番号利用事務の委託を受けた者は、端末操作はできない。
「情報連携ができる事務（特定個人番号利用事務）」は別表の下欄のうち主務省令第3条※1で定められている。
特定個人番号利用事務に準じる事務として主務省令※2で定められた**準法定事務でも情報連携が可能**である。
また、**条例事務（独自利用事務）を個人情報法保護委員会に届け出ることで、情報連携が可能**になる。
⇒詳しくは**個人情報保護委員会HP「独自利用事務」頁**へ

【事例】児童手当の申請

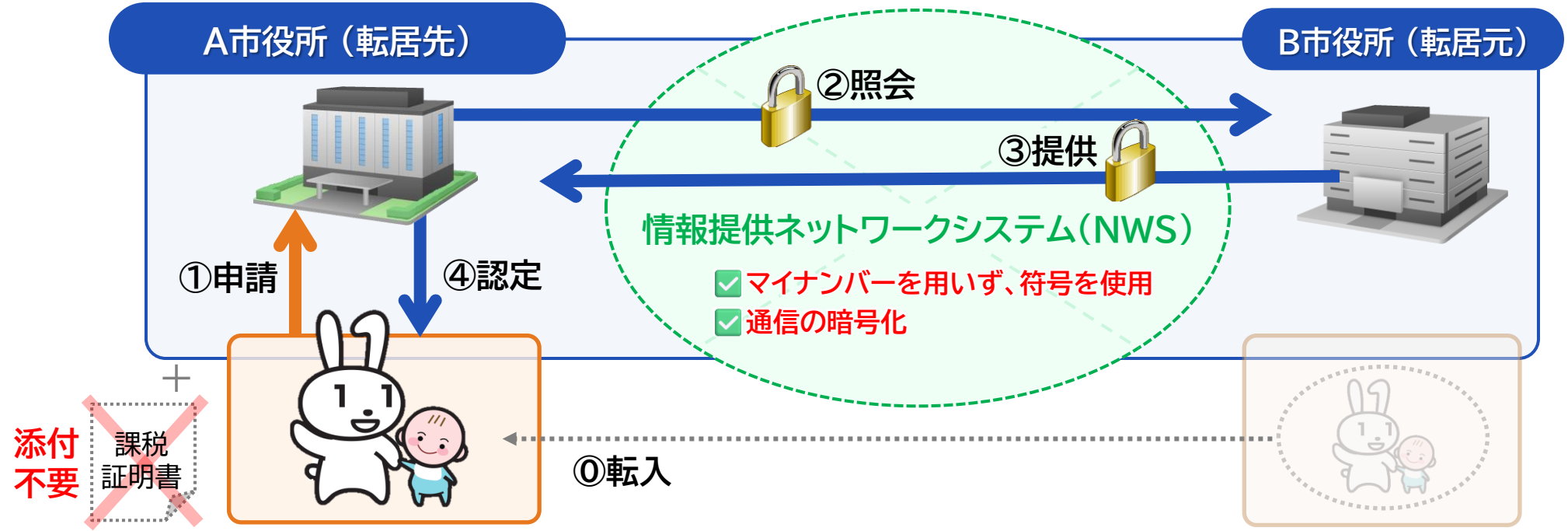

※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）
※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す得る法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）

個人番号の利用制限

利用の制限

個人番号は、**マイナンバー法があらかじめ限定的に定めた事務以外で利用することはできない**。

利用できる事務

①**個人番号利用事務**（マイナンバー法第9条第1項～第3項）
・法定事務（マイナンバー法別表の各項の上欄に掲げる行政機関等が利用することができる同表の当該各号の下欄に掲げる事務）
・準法定事務（マイナンバー法別表の各項の下欄に掲げる事務に準ずる事務として主務省令で定めるもの）
・条例事務（独自利用事務）（マイナンバー法第9条第2項に基づいて条例で規定した事務）
②**個人番号関係事務**（マイナンバー法第9条第4項）
・職員等の社会保障及び税等に関する手続書類の作成事務
③**マイナンバー法第19条第13号から第17号までに基づき特定個人情報の提供を受けた目的を達成するために必要な限度で利用する事務**

個人番号の例外的な利用

個人番号の例外的な利用は、次の場合に限られている。
ア　金融機関に該当する独立行政法人等が激甚災害等に金銭の支払を行う場合
イ　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合
※個人情報保護法第69条第2項第1号「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」の規定は、イの場合に読み替えられる（マイナンバー法第30条）。

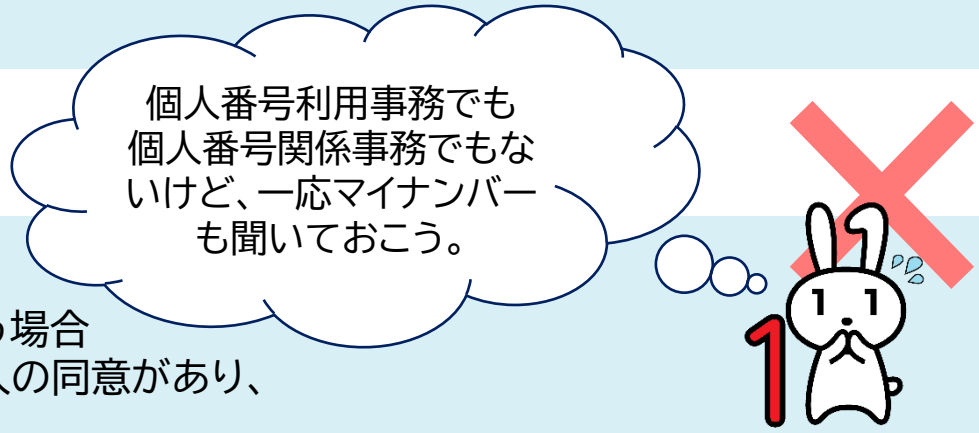

特定個人情報ファイルの作成制限

特定個人情報ファイルの作成の制限

個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、原則、**個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない**（マイナンバー法第29条）。

- 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう（マイナンバー法第2条第10項）。
  特定個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもの（電算処理ファイル、手作業で容易に検索できるマニュアル処理ファイル）である。
- 「個人情報ファイル」とは個人情報保護法上の「個人情報ファイル」又は「個人情報データベース等」である。

事業者でも行政機関等でも、特定個人情報を検索できるように体系づけられた「特定個人情報ファイル」を作成できるのは、必要な範囲のみ、と制限されているのですね。

そうです。そして、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等は、その適正な取扱いを確保するため、特定個人情報保護評価を実施します。
⇒ 詳しくは委員会HPの**「保護評価」**のページを御参照ください。

まとめると、特定個人情報は、マイナンバー法が定める限定された事務の中から、具体的な利用目的を特定した上で必要な範囲でのみ取り扱うということですね。利用権限の付与を必要最小限にしたり、利用権限を有しない者に特定個人情報を利用させないなど、**適切な安全管理措置が重要**ですね。

個人番号を取得する流れ（個人番号利用事務等の場面）

提供の求めの制限

マイナンバー法

何人も、マイナンバー法第十九条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、**他人※に対し、個人番号の提供を求めてはならない**（マイナンバー法第15条）。

※マイナンバー法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の事故と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、個人番号の提供を求めることができる。

提供の要求

マイナンバー法

個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる（マイナンバー法第14条第1項）。

利用目的の明示

個人情報保護法

事業者や行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則、**あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない**（個人情報保護法第21条第2項、第62条）。

本人確認の措置

マイナンバー法

個人番号利用事務等実施者は、マイナンバー法第14条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、**本人確認の措置をとらなければならない**（マイナンバー法第16条）。

収集・保管の制限（行政機関等の留意点）

ガイドライン　4-3-(4)

収集の制限

何人も、マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、**特定個人情報**（他人の個人番号を含むものに限る。）**を収集**し、又は保管**してはならない**（マイナンバー法第20条）。

※マイナンバー法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の自己と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、特定個人情報を収集することができる。

- **「収集」とは、集める意思を持って自己の占有に置くことを意味する。**

（例）・人から個人番号を記載したメモを受け取ること
・人から聞き取った個人番号をメモすること
・システムで個人番号を画面上に表示させ、その個人番号を書き取る、印刷すること
※特定個人情報の提示を受けただけでは、「収集」に当たらない。

誤って個人番号を収集することがないよう、収集する事務を取扱規程等において規定するとともに、事務取扱者に研修を通じて取扱規程等を周知することが重要ですね。

はい、個人番号の提供が必要でない場合に、個人番号カードの裏面のコピーを取ったり、個人番号を書き写したりしないよう、職員に周知します！

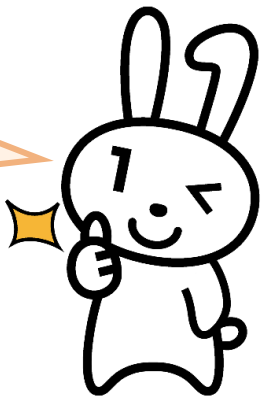

事務取扱者とならない職員が個人番号を収集することがないよう周知することも大事ですね。

提供に関する制限（事業者・個人の留意点）

提供の求めの制限

何人も、マイナンバー法第十九条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、**他人※に対し、個人番号の提供を求めてはならない**（マイナンバー法第15条）。

※マイナンバー法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の事故と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、個人番号の提供を求めることができる。

提供の制限

何人も、**マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない**（マイナンバー法第19条）。

事業者の留意点

マイナンバー法では、何人も、マイナンバー法で限定的に明記された場合でなければ、提供を求めることも収拾・保管することも認められていません。

「個人番号占い」始めました！あなたの個人番号を入力してね！

個人番号を、社員IDとして管理したいので個人番号を教えてください。

個人の留意点

インターネット等に自分の個人番号を公表する行為は、マイナンバー法19条の提供制限に違反する可能性があります。

聞いて聞いて～！私の個人番号は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で～す！

（参考資料）特定個人情報の提供、収集等が認められる場合

マイナンバー法第19条各号

第1号　個人番号利用事務実施者からの提供
第2号　個人番号関係事務実施者からの提供
第3号　本人又は代理人からの提供
第4号　使用者等から他の使用者等に対する従業者等に関する特定個人情報の提供
第5号　地方公共団体情報システム機構による個人番号の提供
第6号　委託、合併に伴う提供
第7号　住民基本台帳法上の規定に基づく提供
第8号　情報提供ネットワークシステムによる提供（法定事務・準法定事務の情報連携）
第9号　情報提供ネットワークシステムによる提供（独自利用事務の情報連携）
第10号　国税・地方税法令に基づく国税連携及び地方税連携による提供
第11号　地方公共団体の他の機関に対する提供
第12号　株式等振替制度による提供
第13号　個人情報保護委員会への提供
第14号　総務大臣への提供
第15号　各議院審査等その他公益上の必要があるときの提供
第16号　人の生命、身体又は財産の保護のための提供
第17号　個人情報保護委員会規則に基づく提供

個人番号の提供を受ける際の本人確認の措置

ガイドライン4-3-(5)

本人確認の措置

個人番号利用事務等実施者は、マイナンバー法第14条第1項の規定により**本人から個人番号の提供を受けるとき**は、**本人確認の措置をとらなければならない**。（マイナンバー法第16条）

- 他人による**なりすましを防止**するため、以下を確認する必要がある。
  - ① 提供された個人番号が正しいか（番号確認）
  - ② 手続を行っている者が番号の正しい持ち主であるか（身元確認）

※ 詳細は、マイナンバー法第16条、マイナンバー法施行令第12条、マイナンバー法施行規則第1条～第3条参照）

【本人からマイナンバーカードの提示を受ける場合の例】（マイナンバーカードの場合は、1枚で番号確認と身元確認が可能）

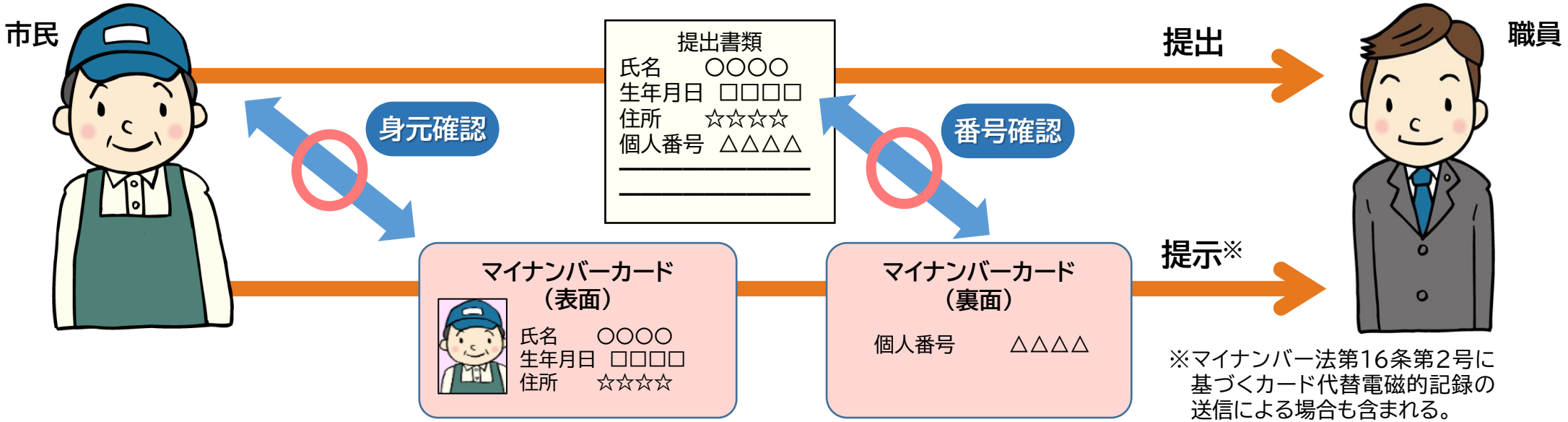

保管・削除・廃棄に係る規律

収集・保管の制限 （再掲）

何人も、マイナンバー法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、**特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を**収集し、又は**保管してはならない。**（マイナンバー法第20条）

※マイナンバー法第15条及び第20条において、他人とは「自己と同一の世帯に属する者以外の者」であり、子、配偶者等の事故と同一の世帯に属する者に対しては、同法第19条各号のいずれかに該当しなくても、特定個人情報を収集することができる。

- 個人番号は、マイナンバー法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、**それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。**
- また、行政機関等が保有する個人番号が記載された文書等については、各機関が定める文書管理に関する規程等によって保存期間が一般的に定められており、これらの文書等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。
- 一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている**保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。**

事務を処理する必要がなくなった場合で、保存期間を経過した場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除が必要ということですね。

そのとおりです。廃棄の際には、復元不可能な手段で確実に廃棄されたことを確認する措置を講ずることが重要ですね。書類とシステム両方管理している場合は、両方確実に削除・廃棄されるように気を配りましょう。

個人番号とマイナンバーカード

職員A

最近マイナンバーカードの利活用が促進されていますよね。
マイナンバー法上の利用制限や提供制限との関係では、問題ないのでしょうか？

マイナンバーカードの利活用と、個人番号（マイナンバー）の利用は別のものと考えてください。
マイナンバーカードには、写真や氏名・住所等が記載されている表面と、個人番号が記載されている裏面がありますよね。また、カードにはICチップが内蔵されています。

例えば、各種契約の本人証明としてマイナンバーカードを利用するとき、事業者は表面の本人情報を確認することはできますが、裏面の個人番号は取得できません。
個人番号を誤って取得した場合、事業者は速やかに個人番号部分をマスキングする必要があります。また、マイナ保険証は、カード内のICチップを使っていますが、個人番号部分は利用していないんですよ。

職員B

職員A

マイナンバーカードの裏面の「個人番号」を収集しなければ、利用制限違反にはならない。
マイナンバーカードを提示しても裏面の「個人番号」を提供しなければ、提供制限違反にもならない、ということですね。

マイナンバーカードの利活用場面と、個人番号の利用提供場面は、紛らわしいが、別のものである。
例えば、Aに付された個人番号は、Aが自身のマイナンバーカードの申請をしていなくとも、個人番号利用事務等において利用・提供されている。
個人番号制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤であり、本人の同意がなくても、限定された範囲で個人番号が利用・提供できる旨、マイナンバー法で定められているからである。

第3章　安全管理措置についてと漏えい等報告

サイバーセキュリティの確保に
関する研修内容も含んでいます。

安全管理措置について

個人番号利用事務等実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置（「安全管理措置」という。）を講じなければならない（マイナンバー法第12条）。

講ずべき安全管理措置の内容は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」、「同（行政機関等編）」の別添1に示されています。

ガイドライン（別添1）

個人番号利用事務等以外の事務で特定個人情報を取り扱う場合の安全管理措置については、一般法である個人情報保護法に基づく安全管理措置を講じてください。

A 基本方針の策定

B 取扱規程等の見直し等

C 組織的安全管理措置

a 組織体制の整備
b 取扱規程等に基づく運用
c 取扱状況を確認する手段の整備
d 漏えい等事案に対応する体制等の整備
e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

D 人的安全管理措置

a 事務取扱担当者の監督
b 事務取扱担当者等の教育
c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処

E 物理的安全管理措置

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
d 特定個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

F 技術的安全管理措置

a アクセス制御
b アクセス者の識別と認証
c 不正アクセス等による被害の防止等
d 漏えい等の防止

G 外的環境の把握

[研修資料一覧 | 個人情報保護委員会](https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/)

https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/

行政機関等向け資料として、「はじめての監査のために」や「監査のためのチェックリスト」などを公開していますので、参考にしてください。

組織体制の整備イメージ

ガイドライン（別添1）1・2 B・2 Ca 参照

「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト～マイナンバーの適正な取扱いのために～」
「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル ～はじめての監査のために～」等を参照。
https://www.ppc.go.jp/kensyu material/

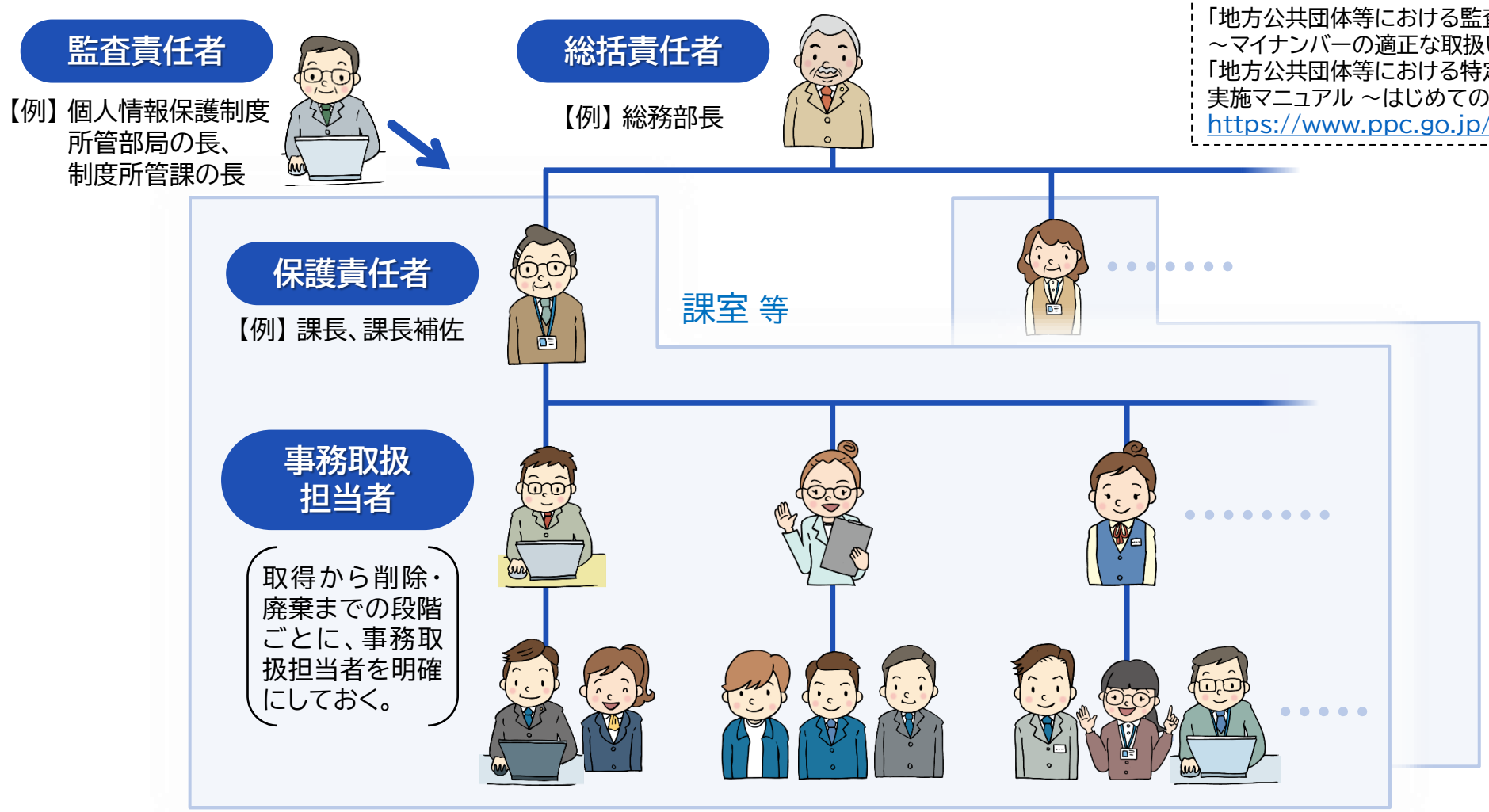

- 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
- 特定個人情報等の範囲の明確化
- 事務取扱担当者の明確化

を行った上で、取扱規程の見直しや、組織体制の整備を行う。

組織体制の整備（保護責任者）

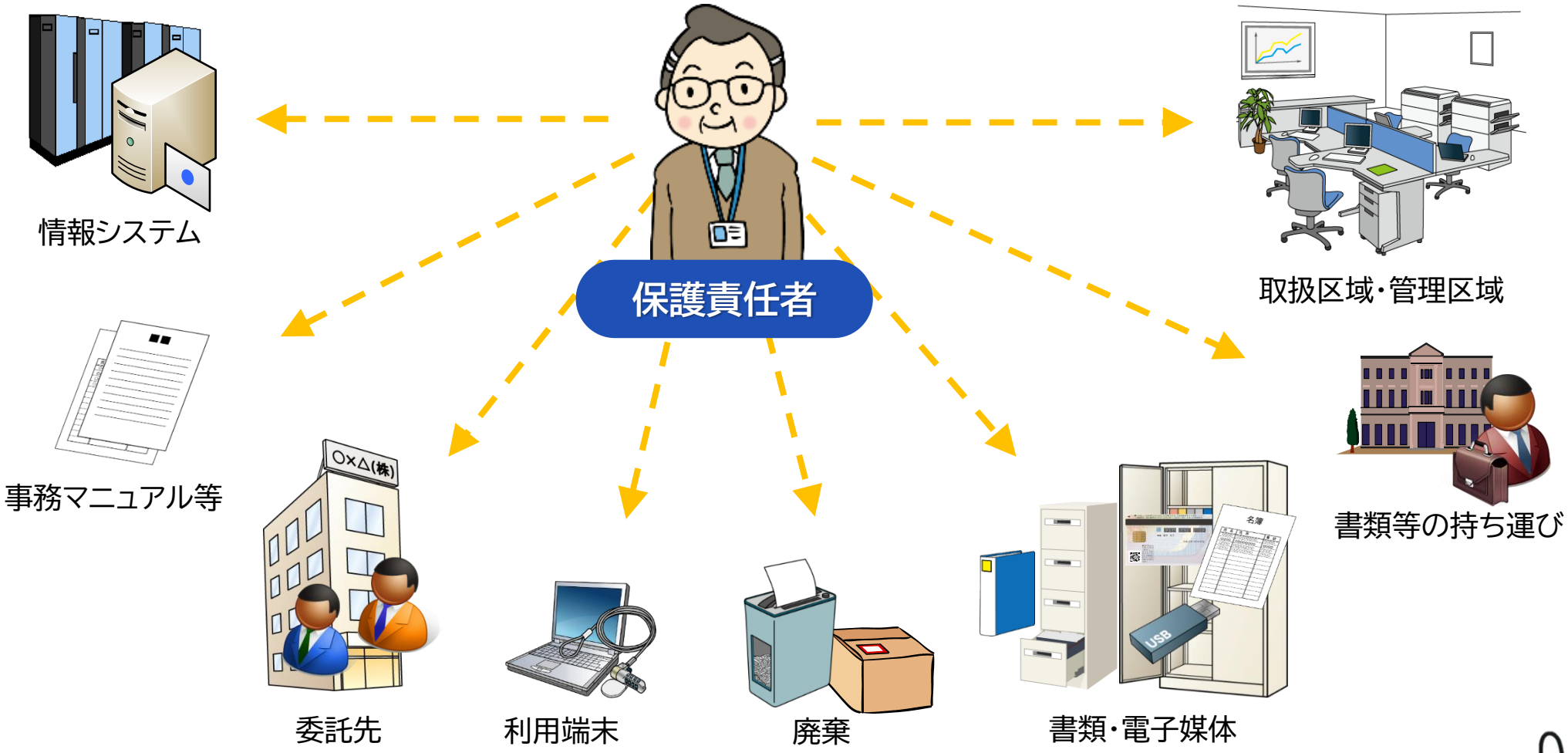

保護責任者は、部署内で特定個人情報が適切に取り扱われるよう、事務取扱担当者が行う業務を監督します。

組織体制の整備（事務取扱担当者・総括保護責任者・監査責任者）

事務取扱担当者

個人番号及び特定個人情報を取り扱う職員です。
① 他の事務や関係のない者に個人番号を利用させないようにするため
② 人的安全管理措置等の安全管理措置を適切に織り込むため
③ 事務の責任を明確にするため
事務取扱担当者は指定して明確にする必要があります。部署名や事務名で指定する方法もあります。

総括責任者

各行政機関等に1人置かれ、行政機関の長等を補佐し、個人番号及び特定個人情報の管理に関する事務を総括します。
事務取扱担当者（含特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者）、保護責任者、情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対する**教育研修の実施**（詳細は第1章3頁「研修別受講者対応表」）します。**研修計画を策定し、未受講者のフォローも必要**です。
監査責任者の実施する監査の結果や、保護責任者が実施する点検の結果の報告を受け、個人番号及び特定個人情報の管理状況を評価し、必要に応じて見直します。

監査責任者

各行政機関等に1人置かれ、個人番号及び特定個人情報の管理の状況について、**定期に、及び必要に応じ随時に監査を実施**し、総括責任者に報告します。監査担当者を指定して監査をサポートさせたり、デジタル技術活用による監査なども可能です。

個人番号制度とサイバーセキュリティ研修について

- 個人番号制度において、情報提供NWSの操作をはじめ、様々なシステムを操作する必要があることから、マイナンバー法は、情報システムを扱う操作者への、サイバーセキュリティの確保に関する事項に関する研修（法第29条の2）の実施を、法律上の義務としている。
- システムの操作者は、サイバー攻撃等による情報漏えいの脅威やリスクについて、十分に理解しておく必要がある。

情報セキュリティとは、情報資産の「**機密性**（Confidentiality）」「**完全性**（Integrity）」「**可用性**（Availability）」（CIA）を維持すること。CIAを維持することにより、保有する情報資産の正確性や信頼性が向上する。

サイバーセキュリティとは、
上記「CIA」の脅威となる
原因に対処する考え方です。

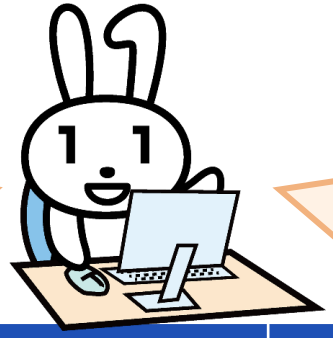

機密性 … 認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること
完全性 … 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること
可用性 … 認められた者が、必要な時に中断することなく情報にアクセスできる状態を確保すること

情報資産の種類	情報資産の例
①ネットワーク	通信回線、ルータ等の通信機器等
②情報システム	サーバ、パソコン、モバイル端末、汎用機、OS、ソフトウェア等
③上記①・②に関する施設・設備	コンピュータ室、通信分岐盤、配電盤、電源ケーブル、通信ケーブル等
④電磁的記録媒体	サーバ装置、端末、ハードディスク、USBメモリ、DVD－R、磁気テープ等
⑤ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報	ネットワーク、情報システムで取り扱うデータ等（これらを印刷した文書を含む。）
⑥システム関連文書	システム設計書、プログラム仕様書、端末管理マニュアル、ネットワーク構成図等

※総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」図表17より引用（情報資産の例は一部抜粋）

情報セキュリティ10大脅威　2025

※独立行政法人情報処理推進機構　「情報セキュリティ10大脅威2025組織編」を基に作成
https://www.ipa.go.jp/security/10threats/10threats2025.html

順位	「組織」向け脅威
1	ランサム攻撃による被害
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃
3	システムの脆弱性を突いた攻撃
4	内部不正による情報漏えい等
5	機密情報等を狙った標的型攻撃
6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃
7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃
8	分散型サービス妨害攻撃（DDoS攻撃）
9	ビジネスメール詐欺
10	不注意による情報漏えい等

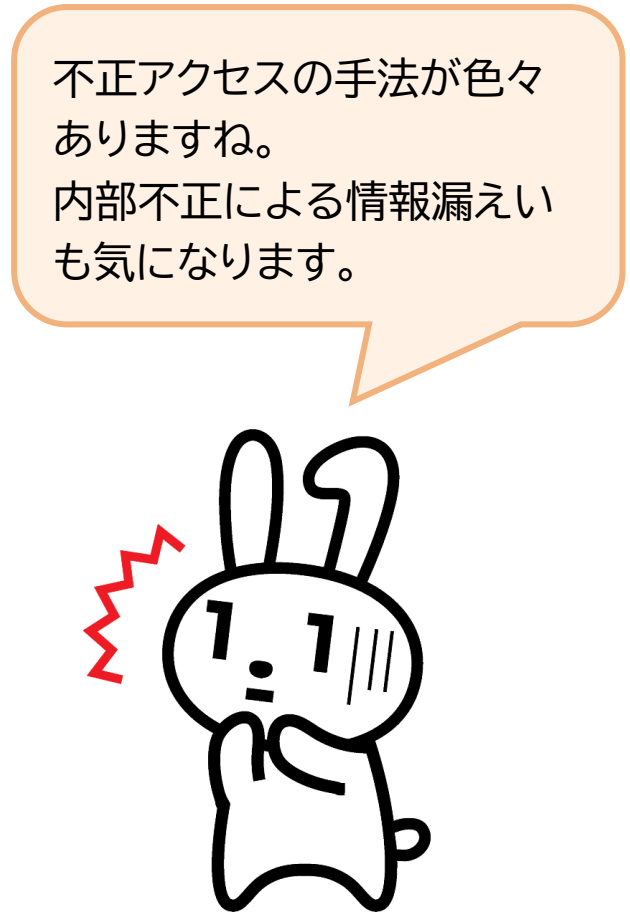

【注意喚起】不正アクセスによる個人データ漏えい防止のための注意喚起
https://www.youtube.com/watch?v=0BUgRO6xSmk

サイバーセキュリティの対策

人的対策

情報セキュリティ教育

どのようなインシデントにおいても、背景には人が関わっています。職員の作業ミスを防いだり、不正に情報を持ち出すようなモラル低下によるインシデントを引き起こさないためにも、職員の情報リテラシーや情報モラルの向上に努めることが必要です。

マニュアル・ルールの整備

ミスを防ぐには、確立した手順に基づいて作業を行うことが効果的です。作業手順のマニュアル化や各種ルールの明確化、決められたルール等の周知などを行うことが大切です。
また、懲戒処分等について明確化することも、不正を防ぐという面で効果的です。

技術的対策

ツールやシステムの導入・設定

システムやデータ、ネットワークなどのセキュリティリスクに対して、ハードウェアやソフトウェアから対応する対策です。ウイルス対策や暗号化のような技術を利用します。セキュリティソフトなどを導入し、守りを固めることが大切です。 次のような対策が挙げられます。

- ウイルス対策ソフトの導入・最新バージョンへの更新（ウイルス対策）
- ファイアウォールや侵入検知システムなどの設置・構築（不正アクセス対策）
- ログ監視ツールの導入（不正アクセス等の監視）
- アクセス制御（権限の管理）
- 暗号化機能付USBメモリ等の利用（情報漏えい防止）
- バックアップを通常利用するネットワークから切り離して管理（バックアップ取得）

物理的対策

物理的なシステムの導入・設定

不法侵入や破壊、紛失や災害などの物理的なセキュリティリスクに対応するための対策です。
監視カメラの設置や警備員の配置のような方法により行います。

情報セキュリティマネジメント

取り巻く環境や対応すべき脅威は、日々変化しています。
情報セキュリティを確保するため、「PDCAサイクル」を繰り返し行い、
適切な対策に見直していくことが大切です 。

策定（Plan）
- ✓ 基本方針・対策基準（ポリシー）の策定
- ✓ 実施手順の策定

導入・運用（Do）
- ✓ 人的・技術的・物理的対策
- ✓ 障害時の対応策を実施

監視・見直し（Check）
- ✓ システムの監視
- ✓ ポリシーの遵守状況評価等

維持・改善（Act）
- ✓ システムの改善・対策
- ✓ ポリシーの改善

サイバーセキュリティについて

- 巧妙化したサイバー攻撃に対応するためには、職員一人一人のセキュリティ意識を高めていくことが必要である。

事務取扱担当者、保護責任者

- 怪しいメールのファイルは開かない、URLをクリックしない
- 業務で利用するPCのウイルス対策ソフトを最新化する
- 業務上必要ない私用PCの利用や資料の持ち出しはしない
- 怪しいメールが届いたり不審な行動を見かけたら、すぐに上司や責任者に報告する

情報システムに関する事務に従事する者

- アカウントやアクセス権の棚卸を年1回は行う
- 情報システムのOSやソフトウェアを最新化する
- 情報システムでの作業は記録やログに残し、分析する
- 怪しいメールが届いたり不審な行動を見かけたら、すぐに上司や責任者に報告する

どうしてセキュリティ対策が必要なのか、それぞれがよく理解することが大切。

漏えい等事案が発覚した際に講ずべき措置

ガイドライン（別添2）1　ガイドライン（別添2）2

特定個人情報を取り扱う行政機関等及び事業者は、**漏えい等又はそのおそれのある事案その他のマイナンバー法違反の事案又はマイナンバー法違反のおそれのある事案**（以下「漏えい等事案」という。）**が発覚した場合**は、漏えい等事案の内容等に応じて、次の(1)から(5)に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) **組織内における報告及び被害の拡大防止**
(2) **事実関係の調査及び原因の究明**
(3) **影響範囲の特定**
(4) **再発防止策の検討及び実施**
(5) **個人情報保護委員会への報告及び本人への通知**

- 特定個人情報の「**漏えい**」とは、**特定個人情報が外部に流出すること**をいう。
  - ※ 特定個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。
  - ※ 個人番号利用事務等実施者が自らの意図に基づき特定個人情報を第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。ただし、特定個人情報を提供することができる場合はマイナンバー法第19条で限定されていることに留意。

- 特定個人情報の「**滅失**」とは、**特定個人情報の内容が失われること**をいう。【例】誤廃棄、紛失
  - ※ 誤廃棄について、当該帳票等が適切に廃棄されていない場合には、特定個人情報の漏えいに該当する場合がある。
  - ※ 紛失について、事業者が行政機関等の外部に流出した場合には、特定個人情報の漏えいに該当する。

- 特定個人情報の「**毀損**」とは、**特定個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となること**をいう。
  - ※ ランサムウェア等により特定個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合等であっても、その内容と同じデータが他に保管されている場合は毀損に該当しない。ただし、同時に特定個人情報が窃取された場合には、特定個人情報の漏えいにも該当する。

【行政機関等】特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の報告等について

➢ **マイナンバー法に基づく報告と本人通知**

マイナンバー法第29条の4の規定により、特定個人情報の安全の確保に係る事態であって「個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」（**報告対象事態**）が生じたときは、委員会に報告すること及び本人へ通知することが法令上の義務である。

➢ **ガイドラインに基づく報告と本人への通知**

「報告対象事態」に該当しない**漏えい等事案**についても、特定個人情報を取り扱う行政機関等は、漏えい等事案として、ガイドラインに基づき委員会に報告する。

行政機関等は、事案に応じて本人の権利利益を保護するために必要な範囲で本人に通知する。
※特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年告示特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づき求めるもの。

【報告・本人通知の概略】

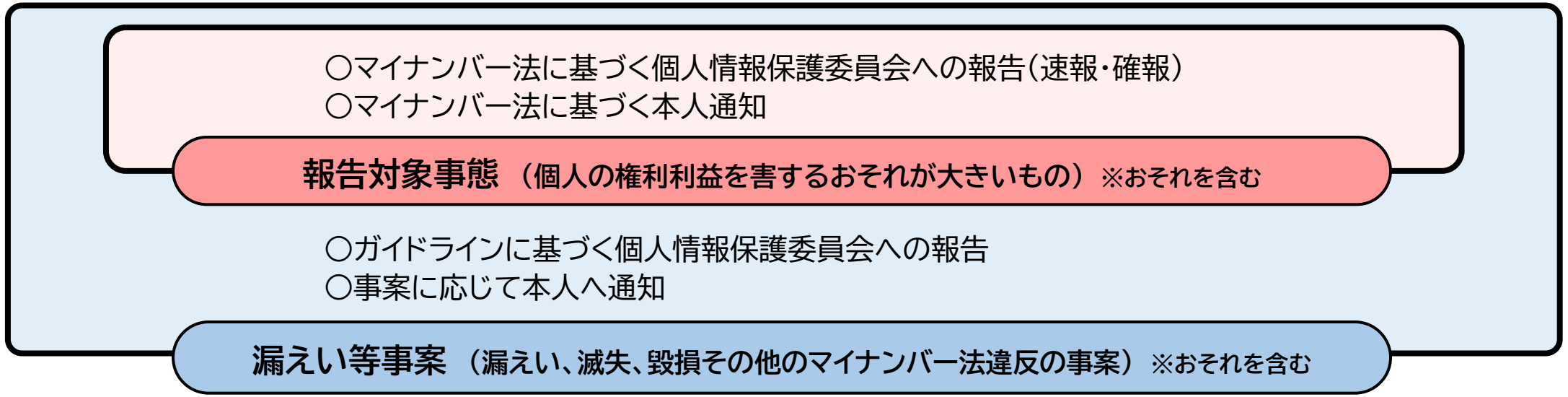

委員会への報告が必要となる事態について

報告対象事態（マイナンバー法に基づく報告）

個人番号利用事務等の漏えい等のうち個人の権利利益を害するおそれが大きいもの（規則該当）

規則第2条（概要）※いずれも「おそれがある」事態を含む。

- 第1号（情報提供ネットワークシステム等）情報提供ネットワークシステム等における特定個人情報の漏えい等
  ※システムから出力したものは対象外
- 第2号（不正の目的）不正の目的による特定個人情報の漏えい等・**不正の目的による利用・不正の目的による提供**
- 第3号（不特定多数の者からの閲覧）個人番号利用事務等で保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が、設定ミス等により不特定多数の者に閲覧された場合
- 第4号（百人超）漏えい等が発生したり、**利用制限（第9条）に反して利用、提供制限（第19条）に反して提供**された特定個人情報に係る本人の数が百人を超える場合

漏えい等だけでなく、**利用制限・提供制限違反の事案も、マイナンバー法上の報告対象事態**になる場合があるので要注意です。

上記以外の漏えい等事案（ガイドラインに基づく報告）

- 個人番号利用事務等の漏えい等で規則非該当の事例
  ・個人番号利用事務等において、特定個人情報に係るマイナンバー部分にマスキング処理することを失念して、委託事業者等（特定個人情報を取り扱う予定なし）に特定個人情報を提供（百人以下）
- 個人番号利用事務等以外の事務の漏えい等
  ・マイナンバーカードを誤送付
  ・個人番号が記載された住民票の写しを誤交付
- マイナンバー法違反の事例

漏えい等が発生した機関において個人番号利用事務等を実施しているかどうかではなく、特定個人情報の漏えい等が発生した事務が個人番号利用事務等に該当するかによって判断します。

※報告フォームの「マイナンバー法規則第2条各号該当性」について**「非該当（上記に該当しない場合の報告）」**として報告

個人情報保護法に基づく漏えい等報告対象になるかどうかは別途検討する必要がある。

個人情報保護委員会への報告フロー

漏えい等したのは個人番号をその内容に含む個人情報（特定個人情報）か？

はい

個人番号利用事務等に係る漏えい等か？
※機関単位ではなく、特定個人情報を取り扱う事務単位で判断

はい

規則第2条各号（報告対象事態）に該当するか？

はい

マイナンバー法に基づく委員会への報告

いいえ

ガイドラインに基づく委員会への報告

※報告対象事態の該当性判断に迷った場合は委員会に御相談ください。

いいえ

ガイドラインに基づく委員会への報告

※漏えい等報告（個人情報等）を確認してください。

いいえ

個人情報保護法に基づく漏えい等報告を検討

マイナンバー法違反の事案（おそれを含む）は、
● 規則第2条第2号ロハ・第4号ロハに該当する場合は**マイナンバー法**に基づき、
● それ以外の場合は**漏えい等事案として**、**ガイドライン**に基づき、
委員会に報告してください。

個人情報保護委員会への報告方法及び期限

- 漏えい等報告の義務を負う主体は、原則として、報告対象事態に該当する特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務等実施者である。
- 特定個人情報の取扱いを委託している場合、委託元と委託先の双方が特定個人情報を取り扱っていることになるため、報告対象事態に該当する場合には、原則として**委託元と委託先の双方が報告する義務を負う**。

  ※**委託先が、報告義務を負っている委託元に当該事態が発生したことを通知したとき**は、**委託先は報告義務を免除される**（マイナンバー法第29条の4第1項ただし書）。この場合、通知を行った委託先は、委託元から委員会へ報告するに当たり、事態の把握を行うとともに、必要に応じて委託元の漏えい等報告に協力することが求められる。
- 報告は、委員会ホームページ上に掲載する**報告フォームから**行う。
  https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/

速　報

報告対象事態を知った後、速やか（概ね3～5日以内）に当該事態に関する次に掲げる事項を報告しなければならない。

①	概要◆	⑥	本人への対応の実施状況
②	特定個人情報の項目◆	⑦	公表の実施状況
③	特定個人情報に係る本人の数	⑧	再発防止のための措置
④	原因◆	⑨	その他参考となる事項◆
⑤	二次被害又はそのおそれの有無及びその内容◆	◆の事項は本人通知も必要。	

確　報

当該事態を知った日から30日以内に確報を提出しなければならない。

規則第2条第2号の事態に該当する場合は60日以内に提出する。

※速報の時点で全ての事項を報告できる場合は、速報と確報を兼ねて提出することも可能。

第4章　個人情報保護委員会の監視監督活動及び事例紹介

個人情報保護委員会の役割（監視・監督業務）

法令等

個人情報保護法

- 個人情報保護法施行令、施行規則
- 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン　等

マイナンバー法（番号法）

- 漏えい等報告規則
- 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン
- 特定個人情報保護評価指針　等

広報・啓発

説明会、ウェブサイト
（各種公表資料、Q&A等）等

法令の遵守状況について監視・監督

還元

保護評価

特定個人情報保護評価制度

※ 保護評価制度は特定個人情報のみ

監視・監督

①事案対応

【端緒】
- ・相談ダイヤル等
- ・漏えい等報告
- ・メディア報道　等

【権限行使】
- ・報告徴収、立入検査
- ・指導・助言、勧告、命令　等

②計画的・定期的な実地調査・立入検査

個人情報・特定個人情報の取扱い状況について、計画的・定期的に実地調査（個情法）、立入検査（マイナンバー法）を実施

③施行状況調査・定期報告

個人情報・個人情報の取扱い状況について悉皆的に報告等を受け、必要に応じ、電話等で助言等を実施

・個人情報保護法第4章の規定の施行に必要な限度において行う立入検査：個人情報取扱事業者等　個人情報保護法第146条
・個人情報保護法第5章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときに行う実地調査：行政機関の長等　個人情報保護法第156条
・この法律（マイナンバー法）の施行に必要な限度において行う立入検査：特定個人情報を取り扱う者その他の関係者　マイナンバー法第35条

立入検査・定期的な報告

- 個人情報保護委員会は、マイナンバー苦情あっせん窓口等に寄せられる通報、特定個人情報保護評価書等を基に、マイナンバー法の遵守状況を確認している。
- 行政機関及び独立行政法人等に対しては、保有する特定個人情報ファイル（個人番号関係事務に係るもの等を除く。）に記録された特定個人情報の取扱い状況や安全管理措置の実施状況について、**定期的な検査**を行っている。
- 地方公共団体等に対しては、過去の漏えい等事案の有無やその規模、過去の立入検査の結果、定期的な報告の結果等を分析し、**計画的に立入検査**を行っている。
- また、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体等から、**定期的な報告**を受けている。

定期的に（行政機関と独立行政法人等）
計画に基づき（地方公共団体等）
現地で行う**立入検査**
（令和6年度は46機関）

地方公共団体A

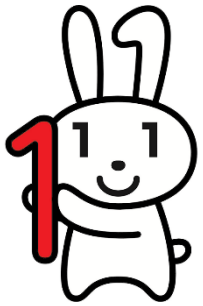

特定個人情報を扱うシステムの管理状況を見せてください。

研修計画と研修対象者リスト・実施状況を見せてください。

特定個人情報ファイルを保有する
地方公共団体等に報告を求める
定期的な報告
（保護評価システムで報告）

特定個人情報等に係る規程の整備はできていますか？

システム及び機器等の管理、ログの分析等はできていますか？

地方公共団体等に対する立入検査・定期的な報告の結果

➢ [定期的な報告 | 個人情報保護委員会](https://www.ppc.go.jp/legal/teikihoukoku/)
https://www.ppc.go.jp/legal/teikihoukoku/

（令和6年度個人情報保護委員会 年次報告（抜粋））

調査等項目	地方公共団体	安全管理措置等の種類
規程の整備状況	38%（16）	組織的安全管理措置
組織体制の整備状況	43%（18）	組織的安全管理措置
漏えい等事案等 発生時等の対応体制	24%（10）	組織的安全管理措置
教育研修	**88%（37）**	**人的安全管理措置**
監査	**69%（29）**	**組織的安全管理措置**
委託及び再委託	**50%（21）**	**その他 （委託及び再委託を含む）**
書類の保管及び廃棄	17%（7）	物理的安全管理措置

調査等項目	地方公共団体	安全管理措置等の種類
漏えい等の防止 及び外部からの 不正アクセスの防止	5%（2）	技術的安全管理措置
電子媒体の管理 及び使用	31%（13）	物理的安全管理措置
アカウント及び アクセス権の管理	48%（20）	技術的安全管理措置
端末及び サーバの管理	43%（18）	物理的安全管理措置
ログの分析	**86%（36）**	**技術的安全管理措置**
その他	24%（10）	その他 （委託及び再委託を含む）

※（ ）内は不備事項が認められた立入検査の先数を計上している。

漏えい等報告の処理状況及び監視・監督権限の行使状況

- 監視・監督の活動状況 ｜個人情報保護委員会
  https://www.ppc.go.jp/personalinfo/activity/
- 年次報告・上半期報告 ｜個人情報保護委員会
  https://www.ppc.go.jp/aboutus/report/

特定個人情報の漏えい等事案の報告の処理状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計	171件	334件	2,052件
うち「報告対象事態」に該当	36件	67件	83件
（報告者別）			
国の行政機関等	16件	26件	23件
地方公共団体等	83件	189件	130件
事業者	72件	119件	1,899件

個人情報保護委員会による監視・監督権限の行使状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導及び助言	67件	76件	74件
報告徴収	62件	53件	44件
立入検査	63件	52件	46件

事例①：サイバーセキュリティ全般

ランサム攻撃による被害

ランサムウェアとはウイルスの一種で、PCやサーバ、スマートフォンがこのウイルスに感染すると、保存されているデータが暗号化されて利用できなくなったり、画面がロックされて端末が利用できなくなったりする。
それを復旧することと引き換えに金銭を要求される等の被害が発生する。
さらに、暗号化だけではなく、重要な情報を窃取されることもあり、その情報を公開すると脅すなど、複数の脅しを組み合わせることで、ランサムウェアに感染した組織が金銭を支払わざるを得ない状況を作り出そうとするもの。

機密情報等を狙った標的型攻撃

企業や民間団体そして官公庁等、特定の組織から機密情報等を窃取することを目的とした標的型攻撃が継続して発生している。
攻撃者は社会の変化や、働き方の変化に便乗し、状況に応じた巧みな手口で金銭や機密情報等を窃取している。

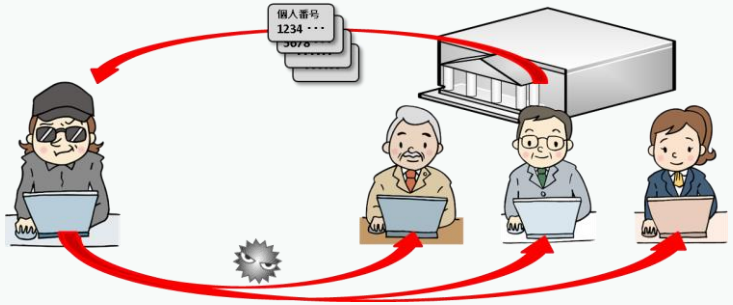

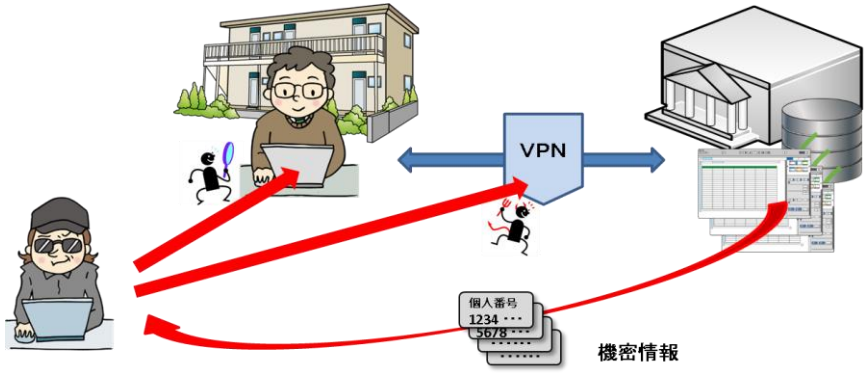

リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃

勤労形態としてテレワークが活用され、ウェブ会議サービスやVPN（Virtual Private Network）等の本格的な活用がされる中、それらを狙った攻撃が行われている。

事例①：サイバーセキュリティ全般

個人データや保有個人情報の不正アクセスによる漏えい事案は、以下のような安全管理措置の不備が原因となることが多い。

① VPN機器の脆弱性やECサイトを構築するためのアプリケーション等の脆弱性が公開され対応方法がリリースされていたにもかかわらず、放置していたこと
② ID・パスワードが容易に推測されやすいものとされていたこと
③ 設定ミスによりデータベースへのアクセス制御が不適切な状態になっていたこと

行政機関等においては、委託先における不正アクセスによる漏えい等の件数が増加している。

特定個人情報については
インターネット回線とは切り離された端末で管理していることが多いため
不正アクセス事案は、個人データや保有個人情報に比べ、件数が少ないですが
<u>個人番号制度における安心・安全の確保のため、各組織において、安全管理措置の徹底をお願いします。</u>
個人情報保護委員会の公表している年次報告等の資料も、ぜひ御参照ください。

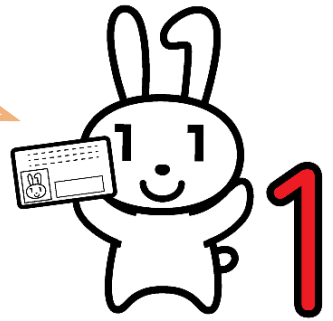

- 不正アクセスによる個人データ漏えい防止のための注意喚起 ｜個人情報保護委員会
  https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/241211_alert_dataleakage/

事例②：職員による不正な持ち出し

✕ 地方公共団体の職員が市民数百人分の特定個人情報が記録されたファイルを、自宅PCにメールで送信していた。

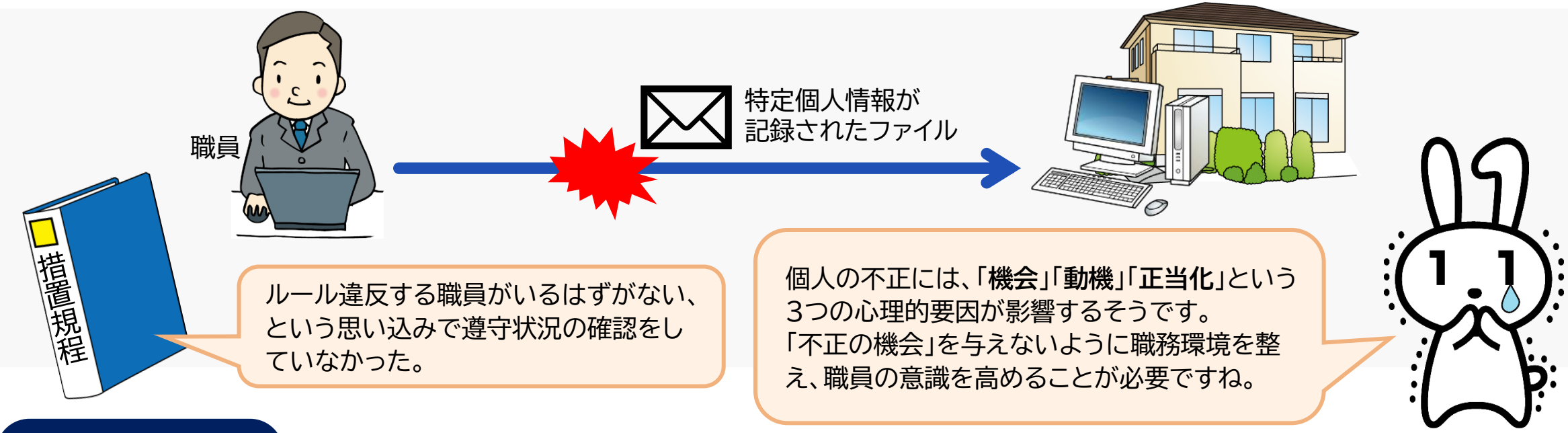

ログ分析の流れ

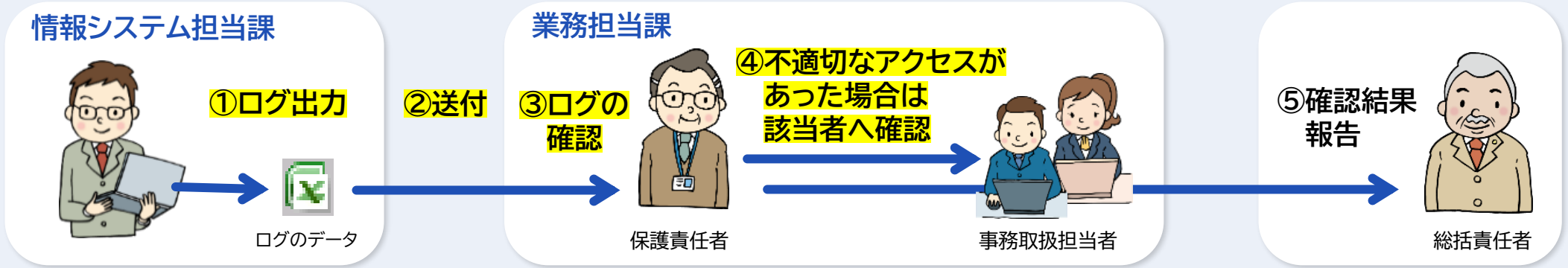

➢ 特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について-個人情報保護委員会- https://www.ppc.go.jp/files/pdf/log_bunseki.pdf

事例②：職員による不正な持ち出し

❌ 地方公共団体の職員が市民数百人分の特定個人情報が記録されたファイルを、自宅PCにメールで送信していた。

人的安全管理措置の不備

本件発生当時、特定個人情報の適正な取扱いに対する監督や教育など人的な管理体制が不十分であった。

- 組織におけるセキュリティ意識の醸成及び個人情報保護意識の向上を図るため、全職員を対象としたeラーニングによる情報セキュリティ研修、管理職等を対象とした集合形式による情報セキュリティ研修を実施。
- コンプライアンスの基本となる公務員倫理を再確認することを目的として、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施。 等

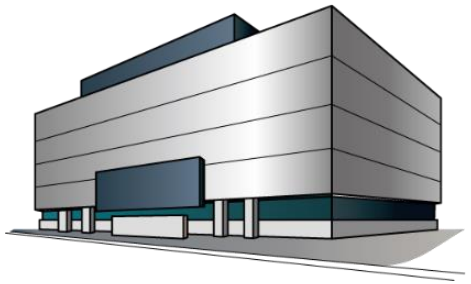

地方公共団体

組織的安全管理措置の不備

本件発生当時から指導時に至るまで、特定個人情報の適正な取扱いに対する定期的な監査等の不実施等、組織的な管理体制が不十分であった。

- 定期的な監査等について、規程の見直し、監査計画の策定等の検討等を進める。
- 添付ファイル付メールの送信を全て記録し、情報管理部門で内容を確認することで、不正な情報持ち出しを抑止する対応を実施。 等

事例③：紐付け誤り

✕ 個人番号利用事務等実施者である健康保険組合や地方公共団体が保有する個人情報と個人番号の紐付けを行う際に、誤って別人の個人番号を紐付けたことにより、マイナポータル等のシステムを通して、本人の情報が第三者に閲覧された、又は閲覧され得る状態が発生した。

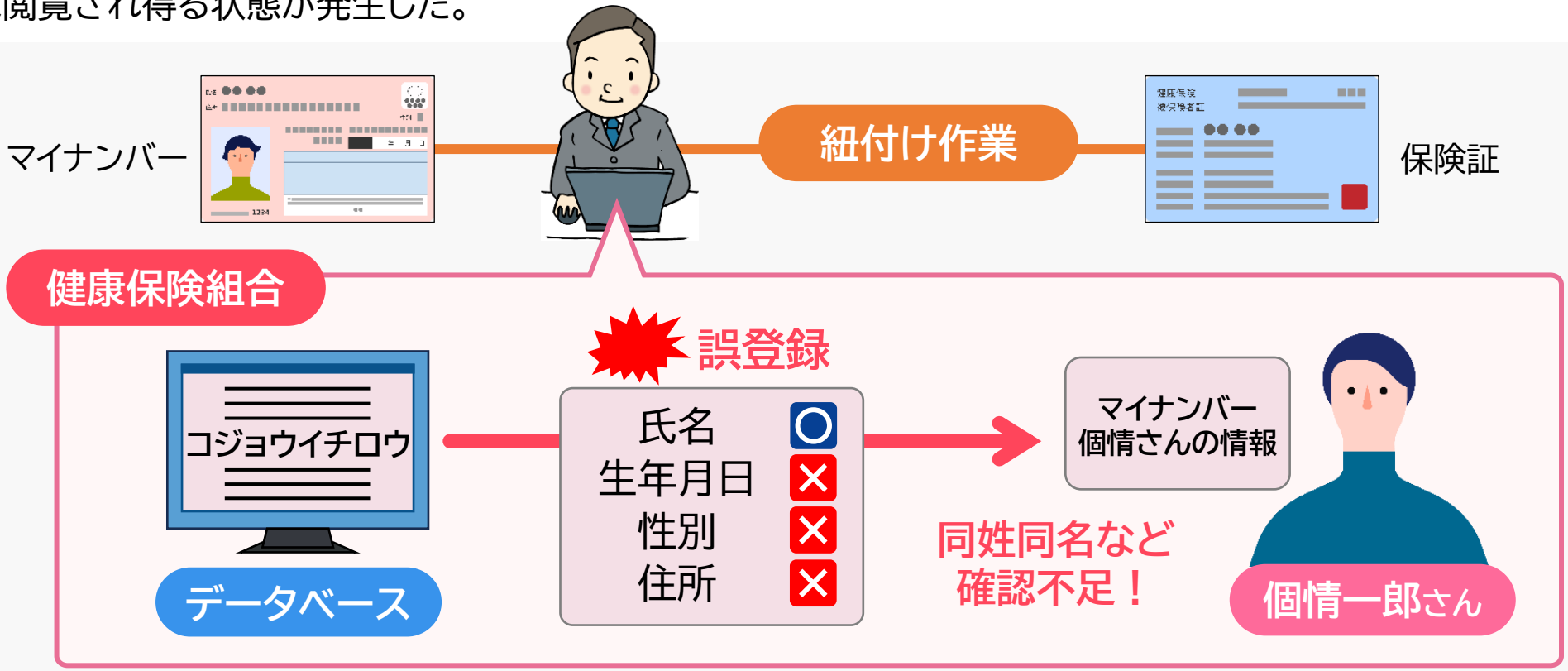

個人番号制度の意義

個人番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報が同一人の情報であるということを確認するための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤である。

事例③：紐付け誤り

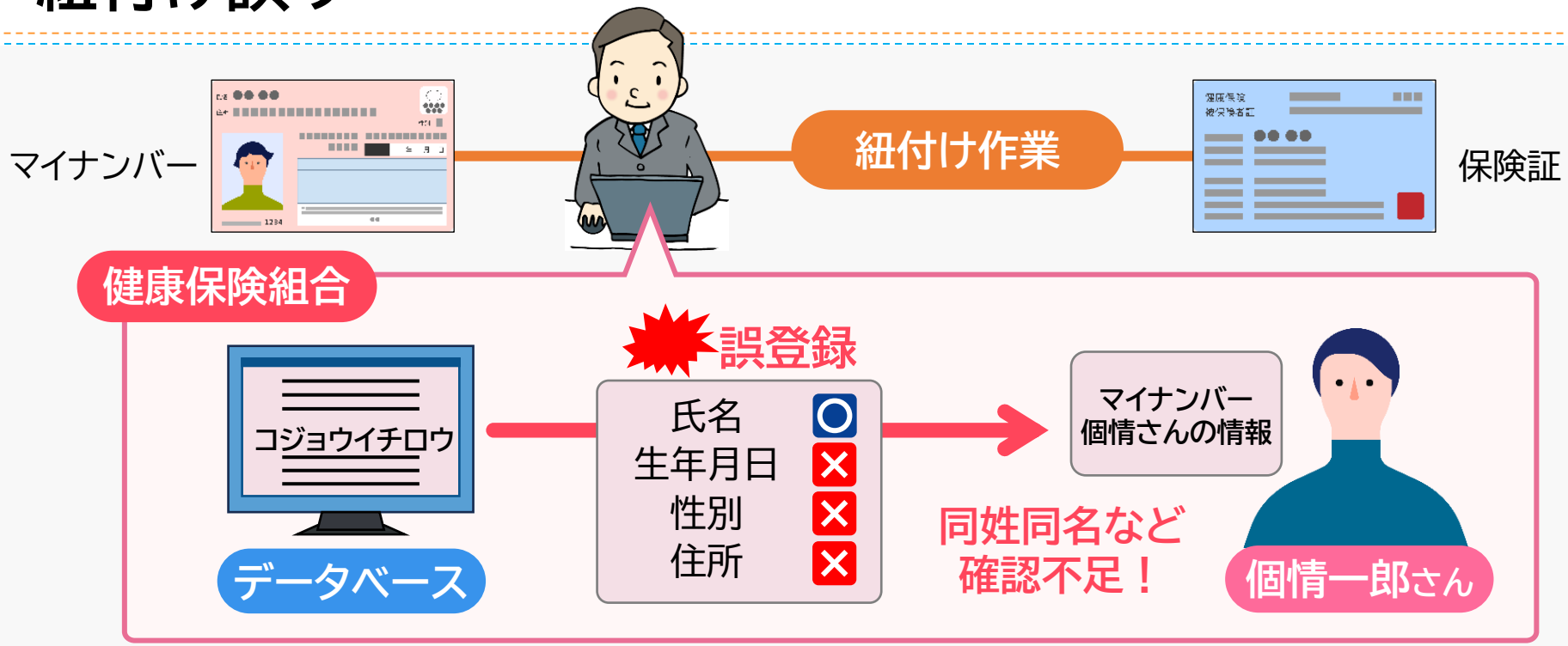

●本人確認の措置（番号法第16条）の不備

健康保険証情報と個人番号との紐付けは、保険者が被保険者から直接又は事業主を通して個人番号の提供を受け、登録処理を行うこととなっているが、被保険者から個人番号の提供がない場合は、保険者が住民基本台帳ネットワークを通して氏名等により照会を行い、被保険者の個人番号を取得することが認められている。この際、異なる個人番号が登録されることがないよう、4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）により照会を行い、4情報が一致しない場合は個人番号を取得せず本人への確認を行うこととなっていた（厚生労働省通知、当時）。しかしながら、一部の保険者においては4情報未満での照会を行い、照会結果の照合を十分に行わないまま別人の個人番号を取得しているケースが見られた。

●安全管理措置（番号法第12条及び個人情報保護法第23条）の不備

左記の照会（住基ネット照会）による被保険者の個人番号の取得に当たり、紐付け実施当時、4情報により照会を行い、一致しない場合は個人番号を取得せず本人への確認を行うように、厚生労働省から通知されていたにもかかわらず、4情報の全てを適切に確認せず個人番号を取得し他の個人情報との紐付けを行う等、実態としてそれに沿った運用がされていない保険者があった。

※安全管理措置を講ずるに当たり、個人番号と個人情報を紐付ける登録事務を実施する行政機関等は、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（デジタル庁策定）、各制度の所管省庁等が策定した個人番号登録事務に係るガイドライン等を遵守する必要がある。

事例④：誤ったアドレスを提出先とした誤送付

❌ 職員に誤ったメールアドレスを提出先として指示した結果、数千件に及ぶ特定個人情報が外部に漏えいした。

職員（事務取扱担当者）
aaabb@exp. co.jp

<u>このアドレス</u>に本人と扶養家族の個人番号情報を添付してください。

✅ aaabb@exp. co.jp
❌ aaabb@exp.com

誤ったメールアドレスを
提出先として指示

職員

税務関係の事務において、職員の源泉徴収票等に関する情報をメールで取得する際、本来のアドレスに情報が届かなかったことから発覚。
数千件分の特定個人情報が外部サーバーに流出した。

aaabb@exp. com
外部のメールサーバーに
特定個人情報が流出

「ドッペルゲンガー・ドメイン」とは、フリーメールアドレスなどの正規のドメインにおけるタイプミス（例：〇〇mail.com を〇〇mai.com と一文字入力が漏れる）や誤認識しやすいドメインを取得し、ユーザーが誤ってアクセスしたり、電子メールを誤送信したりすることで情報収集することを目的としたものです。

事例④：誤ったアドレスを提出先とした誤送付

職員（事務取扱担当者）
aaabb@exp. co.jp

<u>このアドレス</u>に本人と扶養家族の個人番号情報を添付してください。

✅ aaabb@exp. co.jp
❌ aaabb@exp.com

誤ったメールアドレスを
提出先として指示

職員

aaabb@exp. com
外部のメールサーバーに
特定個人情報が流出

再発防止策例

- サーバー側において、あらかじめ誤りやすいアドレスに送信できないよう設定する。
- ソフトウェアで、送信前に注意喚起されるよう設定する。
- メールアドレスは直打しない。
- 全職員に事案を共有し、ルールの徹底を促す。

最後までお付き合いいただきありがとうございました